

トピックス

第116回

奈良県農業会議通常総会を開催

県農業会議(増井勲会長・写真)は、平成26年8月11日、奈良市大森町「農協会館」において第116回通常総会を開催しました。

図り、本県農業の健全な発展を目指して取り組んだ、平成25年度の各種事業実績の報告を行い、参加者から承認を得ました。

農業会議会議員をはじめ関係者など約60名が出席。冒頭

承認された議案は次のとおりです。

増井会長は、「我が国の農業・農村を取り巻く状況は大変厳しさを増しているとともに、大きな変革に向け大きな波が押し寄せています。農業委員会改革についても発表され、各方面で取り上げられ議論されている中、農地台帳が法定化されるなど、農業委員会、農業委員として全うすべき使命・役割はますます重要になっていきます」とあいさつしました。

第1号議案

平成25年度事業報告並びに平成25年度経費収支決算承認に関する件

総会では、役員についても改選が行われ、会長に増井勲氏、副会長に永田正利氏、大西崇夫氏、監査委員に下村修氏、谷口敏夫氏、藤裏勲氏の就任が決められました。

第2号議案

平成25年度職員退職死亡給与積立金収支決算承認に関する件

このほか、県下の農業・農業者の利益代表機関として、奈良県農業の振興・発展と農家経済の充実並びに農家生活の向上を

第3号議案

平成25年度会議員退職慰労積立金収支決算承認に関する件

このほか、県下の農業・農業者の利益代表機関として、奈良県農業の振興・発展と農家経済の充実並びに農家生活の向上を

第4号議案

法第41条第2項第6号会議員辞任承認の件

このほか、県下の農業・農業者の利益代表機関として、奈良県農業の振興・発展と農家経済の充実並びに農家生活の向上を

第5号議案

法第41条第2項第6号会議員指名の件

このほか、県下の農業・農業者の利益代表機関として、奈良県農業の振興・発展と農家経済の充実並びに農家生活の向上を

第6号議案

法第41条第2項第5号に定める賛助員の加入承認に関する件

このほか、県下の農業・農業者の利益代表機関として、奈良県農業の振興・発展と農家経済の充実並びに農家生活の向上を

する件

法第41条第2項第5号に定める賛助員の加入承認に関する件

「第22回農業委員統一選挙後の全農業委員会の体制等に関する状況調査」まとまる

本年7月6日を中心を実施された第22回農業委員統一選挙後における農業委員会の実態を把握するため、全国農業会議所が市町村農業委員会から報告を受けた調査結果がまとまりました。奈良県下の状況は、3年前の同時期と比べ、農業委員数で8人増。女性農業委員数で8人増。認定農業者農業委員で2人増などとなりました。詳細については次のとおりです。

【3.5%】（全国…女性農業委員数は2,559人【28.9%】。1農業委員会当たり15人）。

○認定農業者農業委員

認定農業者農業委員がいる農業委員会は21【56.8%】（全国…認定農業者農業委員がいる農業委員数は1,422【83.2%】）。

○統一選挙の実施状況

統一選挙を実施した委員会は30【81.1%】（全国…統一選挙を実施した委員会は1,012【59.2%】）。

○農業委員会・農業委員数

農業委員会数は37、農業委員の総数は665人（全国…農業委員数は1,709、農業委員総数は35,665人）。

選挙委員は481人、選任委員は184人（全国…選挙委員は26,755人、選任委員は8,910人）。

○女性農業委員

女性農業委員がいる農業委員会数は18【48.6%】（全国…女性農業委員がいる農業委員会数は1,174【68.7%】）。

「市町村農業委員研修会」を開催
農業委員の役割と
新たな農地制度への対応について研修

県農業会議は、市町村農業

委員を対象に「市町村農業委員研修会」を8月28日に、斑鳩町興留「いかるがホール」にて開催しました。

増井勲県農業会議会長は、

「農業委員会が果たすべき役割と使命がますます重要になってきております。遊休農地の発生防止や解消対策など、優良農地の確保対策を重点的に引き続き取り組んでいくことが必要です」とあいさ

つしました。

この研修会では581名の参加があり、全国農業会議所農地・組織対策部鈴木次長より組織をめぐる情勢と農業委員・農業委員会の役割について。また、県地域農政課よ

り、農地法の概要についてや、遊休農地に関する措置の概要などについて。県農業会議より、農業会議事業の概要と組織活動の強化に向けて研修が行われました。

「農の雇用事業 平成26年度第3回」
募集のお知らせ

全国農業会議所（全国新規就農相談センター）では、農

業法人等が就業希望者を新たに雇用して、生産技術や経営ノウハウ等を習得させる研修を実施する場合には、研修経費の一部を助成する「農の雇用事業」の参加者を募集しています。

奈良市登大路町30番地
県庁分庁舎内
電話074212211101
（内線5627）

問い合わせ先
奈良県農業会議
〒630-8501

主要要件

- ①新規就業者を正社員として雇用すること（パート、アルバイト等は対象となりません）。
- ②原則として、雇用保険、労災保険に加入すること。また、法人にあつては、厚生年金保険、健康保険に加入すること。
- ③税務署に給与支払事務所等の開設届けをすること。
- ④本事業と重複する他の助成（補助）を受けていないこと
- ⑤新規就業者が、農業法人等の代表の親族でないこと。
- ⑥新規就業者が、過去に本事業の対象となっていないこと。

研修費用を、月額9万7千円を上限に、最長12ヶ月間助成します。

「主な対象経費」

- ・法人等の指導者や外部専門家による指導に要する経費
- ・外部の研修会等の参加に要する交通費
- ・研修対象者の協保険・労働者災害補償保険料 等

募集期間

平成26年9月1日～10月14日
（必着）

しっかり積み立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を 農業者年金は、積立方式の公的な年金制度です。

農業者年金は、積立方式（確定拠出型）の公的年金です。積立貯金を始める感覚で加入できます。

なお、加入者のみなさまからお預かりした保険料は、農業者年金基金が安全面を重視して一元的に運用しています。健全な運営で多くの運用収益を加入者に還元するよう心掛けられています。（ただし、経済情勢によっては運用益がマイナスになる場合があります。）

3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。いつでもやめたり、加入（60歳になる前月まで）することもできます。もちろん50歳代の方も加入できます。月2万円〜6万7千円の間で、千円単位で自由に保険料が選べ、60歳になる前月まで積み立てられます。例えば月6万円の保険料を10年間積み立て

れば、月2万円を30年間積み立てることと同じ保険料額となります。また、例えば1ヶ月の加入でやめた（脱退した）場合であっても、積み立てた保険料は将来年金として受けとることができます。

◎ 担い手への保険料の助成

① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる

② 農業所得が900万円以下

③ 認定農業者や認定就農者、青色申告者、家族経営協定締結者など必要な要件に該当

など、3つの要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の助成が受けられます。（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）

◎ 税制上の優遇措置が大きなメリットを生み出す

① 支払う保険料は全額社会保険料控除の対象

保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。「※民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円」。年間保険料総額の15%〜30%程度の大きな節税効果が生まれます。

つまり、保険料を月額2万円支払うと、年間保険料支払

総額24万円ですが、税率15%の方の場合は税の減額分が36,000円なので、実質20万4千円の支出ですむわけです。積立額は24万円なので、税の減額分を将来の自分の老後のために積み立てたと考えることができます。

② 受けとる年金は公的年金等控除が適用

公的年金による収入の合計額が120万円までは非課税です。（65歳以上）

③ 運用益も非課税

農業者年金基金が運用して得られた収益（運用益）も非課税です。「※預貯金や債券の利息は20%課税」

◎ 80歳までの保証がついた年金です

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、ご遺族に加入者・受給者が死亡した翌月から80歳まで受けとるはずであった年金額を、死亡時の価値に換算した「死亡一時金」をお支払いできます。この死亡一時金は、全額非課税です。

農業者年金加入推進強調月間を展開中 平成26年10月から平成27年1月まで

農業者の老後保障と担い手の確保という政策目的を基本とする農業者年金制度を、農業者から支持される年金として定着させることが重要であり、さらなる加入者の確保が求められています。奈良県下において、農業委員会とJA組織が互いに連携を図り「農業者年金加入者確保3・3運動」を展開しています。着実に加入者が増加しています。

本年10月から来年1月までの4ヶ月間、本制度について農業者に広く周知を図り、加入に向けた推進活動を積極的に行うため「農業者年金加入推進強調月間」を実施し、加入者の確保実現に向けた取り組みを強化します。

取り組みの重点は次のとおり

1. 新規加入者の確保

(1) 各市町村段階で年間3名の新規加入者の確保

2. 加入対象者の把握と名簿の作成・補正

(1) 加入対象者の確認把握
(2) 重点加入対象者の把握

3. 制度の周知方法

(1) 各組織の広報誌等への

掲載により、広範囲の対象者に対する制度のPRを実施
(2) 重点加入対象者等に対して、リーフレットなどの推進資料を配付

4. 戸別訪問巡回普及の実施

(1) 加入推進体制の整備と連絡調整活動の強化
(2) 重点加入対象者に対する巡回活動及び戸別訪問の実施
(3) 制度の周知を図るための巡回普及活動の実施

5. 重点加入対象者に対する相談会の開催や各種会合などを活用したPR

(1) 重点加入対象者に対する加入相談会を開催
(2) 担い手が多く集まる集会所や会合等の場を活用したPR

6. 農業委員・JAリーダー等への制度理解の徹底と加入推進

(1) 農業委員・JAリーダーを対象とした研修会の開催
(2) 加入資格を持つ農業委員・JAリーダーへの加入推進の徹底

7. 加入推進のフォローアップ活動の実施

(1) 戸別訪問等実施後のフォローアップ活動の実施
(2) 「加入推進記録簿」の整理

”農“へのメッセージ



奈良県農業会議 会長

増井 勲

残暑もようやく和らぎ、初秋の色濃い昨今、県下農業関係者のみなさまにおかれましては、いよいよご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。

このたび奈良県農業会議第116回通常総会において会長に再任されました。この上は皆様方の志を受け継ぎ出来るだけの努力をいたす所存でございますので、何分にも関係皆様方より一層のご指導、ご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

さて、6月24日に首相官邸に設置する農林水産業・地域の活力創造本部が決定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂版に農業委員会改革が盛り込まれ、同日政府が「規制改革実施計画」を閣議決定しました。

主な内容は、公選制を廃止す

るとともに市町村長の選任制に変更し、農業委員数を現行の半分程度とすること。農地利用最適化推進委員を新たに設置すること。都道府県農業会議、全国農業会議所制度の見直し。行政庁への建議等業務の見直しなどです。

来年1月以降の通常国会で審議される予定となっております。注視しつつ適切な対応を図るため、農業会議でも組織討議内容の検討等を行っております。今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、農地台帳が法定化されるなど、我々農業委員会系統組織が果たすべき役割や使命はますます重要になっていきます。「農地パトロール」による地域の農地利用の総点検および遊休農地の把握、農地中間管理機構等を活用した遊休農地の発生防止・解消、無断転用防止への働きかけについて重点的に取り組むことが必要です。

我が組織の役割と機能を十分に果たし、農地の有効活用に向けた活動を一層強化して取り組んでいかねばなりません。

農業会議だより

平成26年度 第2回 「日本農業技術検定」 申し込み受付はじまる

平成26年度の第2回「日本農業技術検定」が、12月13日(土)に橿原市小房町「かしはら万葉ホール」でも実施されます。

今回は、1級、2級、3級の学科試験です。

農業者や一般で受験希望のある方は、全国農業会議所・日本農業技術検定ホームページ等からの申し込みが必要です。なお、申込期間は10月3日から11月4日です。

平成26年度 第1回 「日本農業技術検定」が 実施される

平成26年度の第1回「日本農業技術検定」が、7月19日(土)に橿原市小房町「かしはら万葉ホール」などの会場で実施されました。

「かしはら万葉ホール」会場では、農の雇用

事業研修生や一般農家など20人が受験しました。うち、2級は5人、3級は15人の内訳です。2級受験者5人のうち3人が、3級受験者15人のうち14人が合格しました。

《全国農業図書 新刊紹介》

◎平成26年度版

よくわかる農家の青色申告

青色申告制度、申告の手続き、記帳の実務、確定申告書の作成から申告までを記入例をまじえ、やさしく解説しました。平成26年度版は、消費税の税率が本年4月に引き上げられたことから、課税事業者にあたるのかどうかをわかりやすく示した「消費税の課税事業者に該当するかどうかのチェック表」を新たに掲載するとともに、平成26年分所得税等の改正のあらまし(平成27年分以降に適用されるものを含む)を掲載しています。

800円

《県農業会議関係会議日程》

- 10月2日 ・常任会議員会議
- 10月8日 ・「農地台帳」整備並びに情報公開に向けた農業委員会担当者説明会
- 10月25日 ・第58回奈良県農業委員大会
- 11月4日 ・常任会議員会議
- 12月2日 ・常任会議員会議
- 12月4日 ・平成26年度全国農業委員会会長代表者集会